

ぶらさがり器具の認定基準及び基準確認方法

通商産業大臣承認59産第757号・昭和59年3月16日

家庭用体育器具（ぶらさがり式）専門部会専門委員名簿

氏名	所 属
(部会長) 北原三郎	日本商品学会
池田理平	通商産業省産業政策局消費経済課消費者用製品指導室
川又輝長	社団法人日本スポーツ用品工業協会
菅展也	柏金属産業株式会社
小林五郎	株式会社フジ医療器
佐藤公介	中山式産業株式会社
塩谷宗雄	日本体育大学
品川博美	株式会社日本文化センター
富田映子	消費科学連合会
林龍一	工業技術院 製品科学研究所
松岡寿人	財団法人日本文化用品安全試験所
三島克己	通商産業省工業品検査所商品テスト部安全監督課
村田照夫	工業技術院標準部繊維化学規格課
毛利幸子	主婦連合会
森光雄	株式会社マンテン
森谷敦子	全国地域婦人団体連絡協議会
安田裕	株式会社エバニュー
山浦紘一	通商産業省生活産業局文化用品課
小牟田陽一	製品安全協会

(事務局) 財団法人製品安全協会

住所：〒110-0012 東京都台東区竜泉 2-20-2 ミサワホームズ三ノ輪 2階

電話：03-5808-3302

FAX：03-5808-3305

ぶらさがり器具の認定基準及び基準確認方法

1. 基準の目的

この基準は、ぶらさがり器具の安全性品質及び使用者が誤った使用をしないための必要事項について、定め、一般消費者の生命又は身体に対する被害の発生を防止を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

この基準は、一般家庭で使用する自立型のぶらさがり器具（以下、「ぶらさがり器具」という。）について適用する。

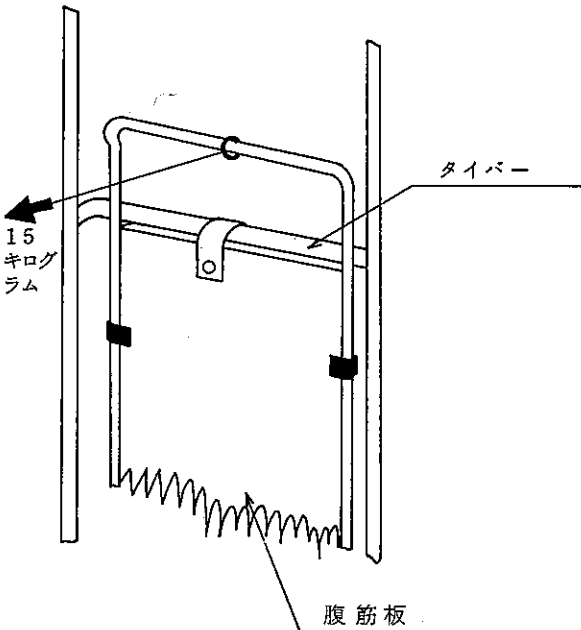
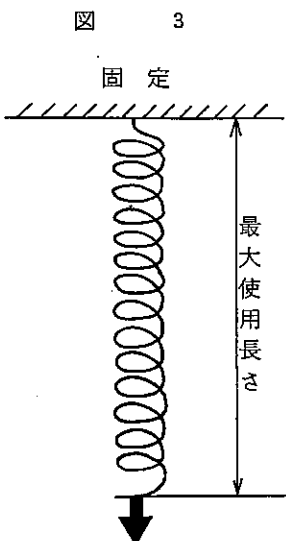
3. 安全性品質

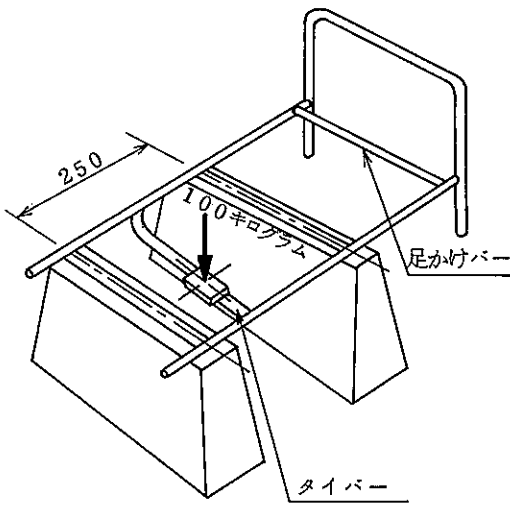
ぶらさがり器具の安全性品質は、次のとおりとする。

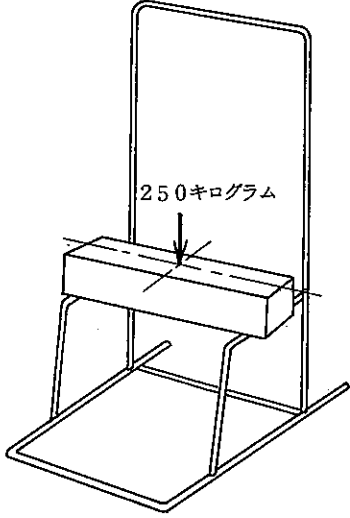
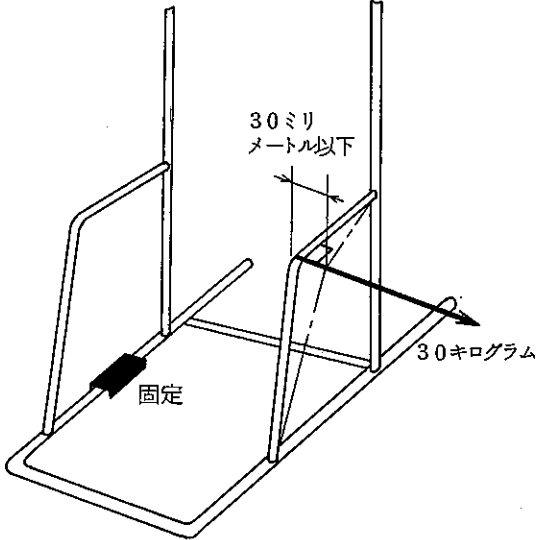
項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
1. 構造、外観及び寸法	<p>1. ぶらさがり器具の構造、外観及び寸法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 組立ては簡単で、正常な方法によって組立てたぶらさがり器具の各部には、ゆるみ、がた、変形等がないこと。</p> <p>(2) 外部に現れるボルト、ナット等の先端は、著しく突出していないこと。</p> <p>(3) 人体が触れる部分には、傷害を与えるような先鋭部、ばり等がないこと。</p> <p>(4) 支柱には、バーの落下を防止するための装置が取り付けられていること。</p> <p>(5) スプリングを有するものにおいては、スプリングを最大長さにしたとき、スプリング全長が、カバー等によって覆われていること。</p>	<p>1.(1) 製品に添付する取扱説明書によって組立てた後、ぶらさがり器具を水平、平坦な床面に置き（以下、1において同様とする。）、目視及び触感により確認すること。</p> <p>(2) 目視及び触感により確認すること。</p> <p>(3) 目視及び触感により確認すること。</p> <p>(4) 高さ調節ノブを緩め、目視及び操作により確認すること。</p> <p>(5) スプリングを最大長さに保持した後、目視により確認すること。</p>

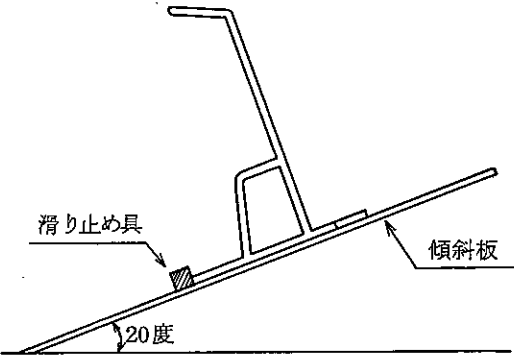
項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>(6) バーの有効長さは、 300ミリメートル以上 であること。</p> <p>(7) バーの外径は28プラス 5ミリメートルマイナ ス3ミリメートルであり、 また、その他の握り部の 外径は25ミリメートル 以上であること。</p>	<p>(6) 有効長さは、バーの直線部分をスケール等 により確認すること。</p> <p>(7) スケール等により確認すること。</p>
<p>2. 耐 荷 重</p>	<p>2.(1) バー中央部に100キロ グラムの荷重を加えたとき、 最大たわみ量は、バーの最 大高さの$3/100$以下で あり、最大残留たわみ量は、 バーの最大高さの$0.1/100$ 以下であること。</p> <p>また、荷重を除去した後、 破損、外れ及び使用上支障 のある変形がないこと。</p>	<p>2.(1) バーを最大高さにして、その中央部に幅約 50ミリメートルのベルトを当て(以下、2.(2) においても同様とする。), 100キログラ ムの荷重を1分間加えた後、図1に示す水平方 向の最大たわみ量をスケールにより測定する こと。</p> <p>次に、荷重を除去して、水平方向の最大残留 たわみ量をスケールにより測定し、破損、外 れ及び使用上支障のある変形については、目 視及び触感により確認すること。</p> <div data-bbox="877 1299 1324 2016" style="text-align: center;"> <p>図 1</p> <p>The diagram shows a vertical bar fixed to a horizontal base at the bottom. The base is labeled '固定' (Fixed). A vertical arrow pointing downwards from the top of the bar is labeled '100キログラム' (100 kilograms). A horizontal arrow pointing to the left from the top of the bar is labeled with the Greek letter delta (δ). The bar is shown in its original vertical position with a dashed line and in its deflected position with a solid line.</p> </div>

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>(2) バーの中央部につるした20キログラムの砂袋をバーの中心まで持ち上げ落下させたとき、各部に破損、外れ、使用上支障のある変形等がないこと。</p> <p>(3) 腹筋板を有するものにあつては、次の規定に適合していること。</p> <p>(a) 腹筋板の中央部に20キログラムの砂袋を高さ300ミリメートルから20回繰り返し落下させたとき、各部に破損、外れ、使用上支障のある変形等がないこと。</p> <p>(b) 腹筋板の取付け強度は15キログラム以上であること。</p>	<p>ただし、測定は基準点(0)を定め、その点の変位量を求める。</p> <p>(2) バーを最大高さにして、その中央部に20キログラムの砂袋をバーの中心から砂袋底面までが300ミリメートルになるように麻ロープでつるし、その砂袋をバー中心まで持ち上げた後、落下させる。この動作を20回繰り返した後、目視及び触感により確認すること。</p> <p>なお、リングバーを有するものにあつては、リングバーにパイプを通し、同様の方法により確認すること。</p> <p>(3)(a) 腹筋板を使用状態に保持し、腹筋板の中央部に直径200ミリメートル、厚さ約10ミリメートルの木製あて板を置き、20キログラムの砂袋を高さ300ミリメートルから20回繰り返し落下させた後、目視及び触感により確認すること。</p> <p>(b) 図2に示すように腹筋板の上端部をホック等が外れる方向に15キログラムの力で引っ張ったとき、ホック、ベルト等の破損、外れ等がないこと。</p>

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>(4) スプリングを有するものにおいては、スプリングを連続500回繰り返して引っ張ったとき、切断等がなく、かつ、スプリングの永久伸びは、スプリング全長に対して3/1,000 以下であること。</p>	<p style="text-align: center;">図 2</p>  <p>(4) スプリングの最大使用長さを測定し、次にスプリングを本体から取り外し、図3のように保持してスプリングを鉛直方向に最大使用長さまで毎分約10回の速さで繰り返し500回引っ張った後、目視、スケール等により確認すること。ただし、永久伸びについては、試験後のスプリングの長さから試験前のスプリングの長さを減じたものとする。</p> <p style="text-align: center;">図 3</p> 

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>(5) タイバー中央部に100キログラムの荷重を加えたとき、破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。</p> <p>(6) サイドバーを有するものにおいては、以下の規定に適合していること。</p> <p>(a) サイドバーの中央部に250キログラムの荷重を加えたとき、破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。</p>	<p>(5) 図4に示すようにタイバーを保持し、タイバーの中央部に幅80ミリメートルの木製あて板を置き、100キログラムの荷重を1分間加えた後、目視、触感等により確認すること。</p> <p>なお、足かけバー等を有するものであっても同様の方法により確認すること。</p> <p style="text-align: center;">図 4</p> <p style="text-align: right;">単位 ミリメートル</p>  <p>(6)(a) 図5に示すように左右のサイドバーの中央部に幅80ミリメートル、厚さ約80ミリメートルの木製あて板を置き、250キログラムの荷重を1分間加えた後、目視、触感等により確認すること。</p>

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>(b) サイドバーの先端部を横方向に30キログラムの荷重を加えたとき、最大たわみ量は30ミリメートル以下であること。</p> <p>また、荷重を除去した後、破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。</p>	<p>図 5</p>  <p>(b) 図6に示すように底部フレームを固定し、その対角上のサイドバーの直線部分の先端に30キログラムの荷重で横方向に1分間引っ張った後、最大たわみ量をスケールにより測定し、破損、外れ及び使用上支障のある変形については、目視及び触感により確認すること。引き続き反対側のステータについても同様にして確認すること。</p> <p>図 6</p> 

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
3. 安 定 性	<p>3.(1) ぶらさがり器具を前方に傾斜させたとき、20度以下で転倒しないこと。</p> <p>(2) ぶらさがり器具を後方及び側方に傾斜させたとき、15度以下で転倒しないこと。</p>	<p>3.(1) バーを最大高さにし、底部フレームの長さが可変できるものにおいては、その長さを最小に調整して図7に示すように傾斜板上にぶらさがり器具を置き、20度前方に傾斜させたとき転倒しないことを目視により確認すること。</p> <p style="text-align: center;">図 7</p>  <p>(2) 3.(1)項の方法と同様に後方及び側方に15度傾斜させたとき、転倒しないことを目視により確認すること。</p>
4. 付 属 品	4. 付属品(青竹踏み、つり輪等)は、ぶらさがり器具の使用上の安全性を損なわないものであること。	<p>4.(1) 傷害を与えるような突起、先鋭部、ばり、めっきのびり等の有無については、目視及び触感により確認すること。</p> <p>(2) 強度については、運動方向に120キログラムの荷重を1分間加えたとき、破損、外れ、使用上支障のある変形等がないことを目視及び触感により確認すること。</p>

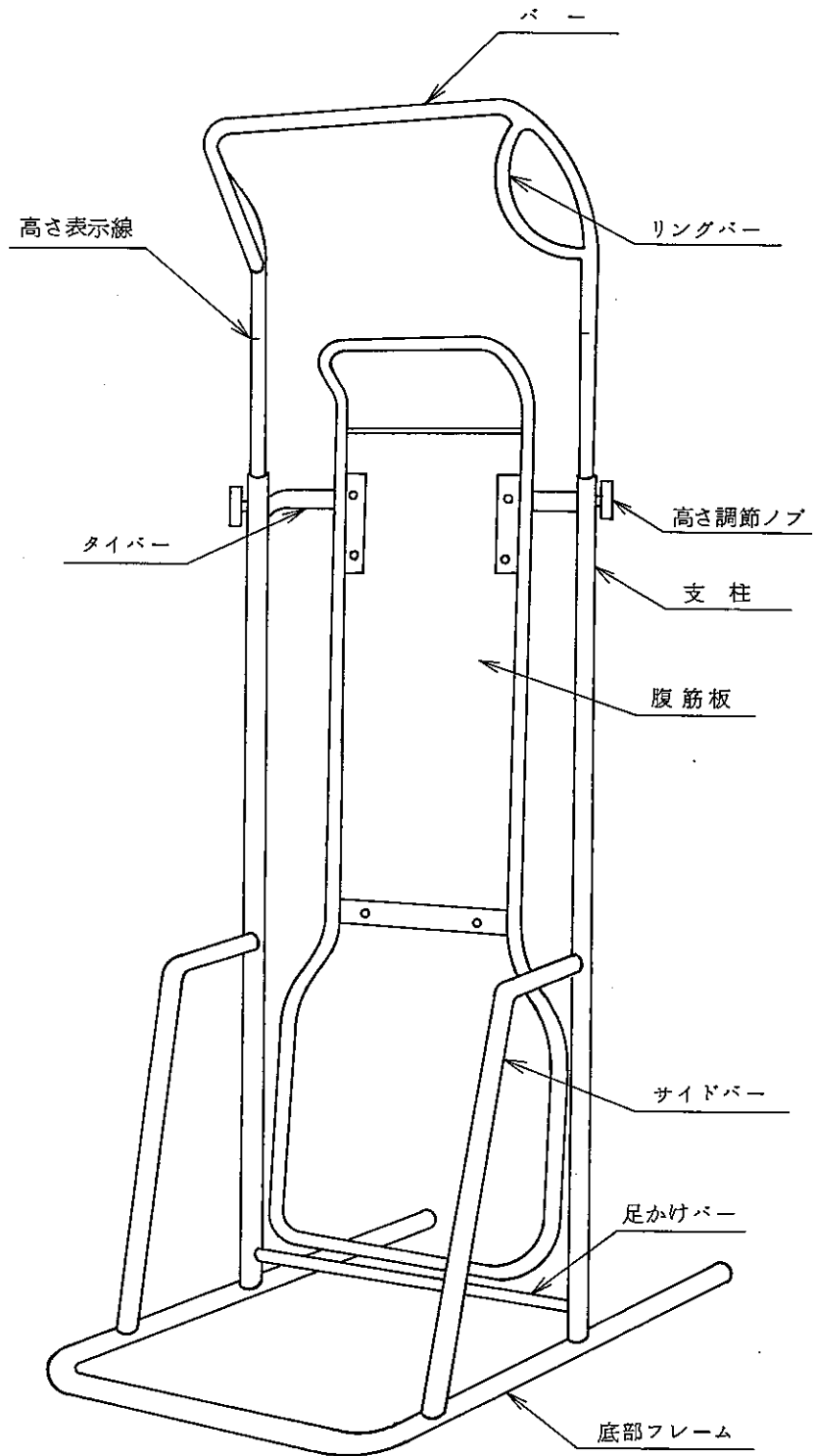
4. 表示及び取扱説明書

ぶらさがり器具の表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
1. 表 示	<p>1. 製品には、容易に消えない方法で、次の事項を表示すること。</p> <p>(1) 申請者（製造業者、輸入業者等）の名称又はその略号。</p> <p>(2) 製造年月若しくは輸入年月又はその略号。</p> <p>(3) 最大使用体重：100キログラム</p> <p>(4) 最大高さの位置</p>	<p>1. 目視及び触感により確認すること。</p>
2. 取扱説明書	<p>2. 製品には次に示す趣旨の取扱上の注意事項を明示した取扱説明書を添付すること。ただし、その製品に該当しない注意事項については明示しなくてもよい。</p> <p>なお、一般消費者が容易に理解できるよう図で明示するのが望ましい。</p> <p>(1) 取扱説明書は必ず読み、読んだあと保管すること。ただし、以下の該当する各項を製品に容易に消えない方法により表示してあるものにあつては、本項を省略してもよい。</p> <p>(2) 正しいぶらさがり方： 両肘をかるく曲げて握れる程度の高さから、足をつけたままで膝を曲げ、静かに腰をおろしてぶらさがること。</p>	<p>2. 専門用語等が使用されず、一般消費者が容易に理解できるものであるかを確認すること。</p>

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>(3) 組立ての要領及びトレーニング方法。</p> <p>(4) 部品の一部が取り外されているぶらさがり器具は、その組立ての要領及び注意。</p> <p>(5) 使用上の注意</p> <p>(a) 安定した床面及び安全な壁面を利用して設置すること。ただし、ベランダ、屋外等には設置しないこと。</p> <p>(b) 使用前に製品各部を点検し、特に高さ調節ノブは確実に止め確認後、使用すること。</p> <p>(c) とびつき、逆上がり等はしないこと。</p> <p>(d) 体力、健康に応じたぶらさがり方を行うこと。</p> <p>(e) 同時に2人以上では使用しないこと。</p> <p>(6) 使用后及び保管方法についての注意。</p> <p>(7) 製造業者、輸入業者又は販売業者の名称及びその住所。</p>	

参考付図1：ぶらさがり器具の各部の名称



参考付図 2 : ぶらさがり器具の各部の名称

